

## 奈良工業高等専門学校しなやかエンジニア教育プログラム履修規程

平成31年 3月 7日制定

令和 3年10月14日改正

### (趣旨)

第1条 この規程は、奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）におけるしなやかエンジニア教育プログラム（以下「教育プログラム」という。）の履修について必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 本教育プログラムは、感性と表現力、リーダーシップを備えたエンジニアリーダー人材の育成を目的とする。

### (プログラム構成)

第3条 本教育プログラムは、本科を対象とするしなやかエンジニア教育ベーシックプログラム（以下「ベーシックプログラム」という。）及び専攻科を対象とするしなやかエンジニア教育アドバンスプログラム（以下「アドバンスプログラム」という。）で構成される。

### (授業科目及び単位)

第4条 本教育プログラムの授業科目及び単位は、学則別表第7のとおりとする。

### (履修対象期間)

第5条 本教育プログラムの履修対象期間は、ベーシックプログラムについては本科第1学年から本科第5学年の間、アドバンスプログラムについては専攻科第1学年から専攻科第2学年までの間とする。

### (履修対象者)

第6条 本教育プログラムの履修対象者は、ベーシックプログラムにおいては、女性エンジニア養成推進センター運営委員会によって選考された学生とし、アドバンスプログラムにおいては、本教育プログラムの修了に必要な科目を履修申請した学生とする。

### (履修の届出)

第7条 前条の学生が本教育プログラムの授業科目を履修するためには、次の各号の手続きを行わなければならない。

- 一 ベーシックプログラムにおいては、あらかじめ所定の届書を女性エンジニア養成推進センター長に提出すること
- 二 アドバンスプログラムにおいては、奈良工業高等専門学校学則別表第7に定める科目の履修申請を奈良工業高等専門学校専攻科履修規程第3条に定める方法で行うこと

### (単位の認定)

第8条 本教育プログラムのベーシックプログラムの各科目において、目標に到達していると判断される場合は、「認定」の評語を与え、その科目の単位を認定する。アドバンスプログラムにおいては授業科目の成績は、試験の成績及び平常点を総合して、100点法により評価し、奈良工業高等専門学校専攻科履修規程第7条に従い評定する。

(教育プログラム修了要件)

第9条 本教育プログラムの修了要件は、次の各号を満たすものとし、修了者には教育プログラム修了証書を授与する。

- 一 ベーシックプログラム履修生においては、ベーシックプログラムで定める全ての科目の単位を修得すること。
- 二 アドバンストプログラム履修生においては、アドバンストプログラムで定める全ての科目の単位を修得すること。

(教育プログラムの修了の認定)

第10条 本教育プログラムの修了の認定に際して、女性エンジニア養成推進センター運営委員会において必要な資料を整えるものとする。

2 前項の資料に基づき運営会議の議を経て、校長が認定の可否を決定する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成31年(2019年)4月1日から施行し、平成31年度以降に入学した教育プログラム履修対象者から適用する。ただし、アドバンストプログラムについては、平成32年度(2020年度)より実施する。

附 則

この規程は、令和3年4月8日から施行し、令和2年度専攻科入学生から適用する。

附 則

この規程は、令和3年10月14日から施行し、令和2年4月1日から適用する。